内閣衆質一六九第四八六号

平成二十年六月十七日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取

り組み等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府

の取り組み等に関する質問に対する答弁書

## 一、二及び五について

述べられているように「我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民 と考えており、 でありながらも差別され、 や文化の独自性を有する先住民族」 政府としては、 また、 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の内容は承知しており、 アイヌの人々は 貧窮を余儀なくされたという歴史的事実」を厳粛に受け止めなければならない であるとの認識の下に、 「日本列島北部周辺、 これまでのアイヌ施策を更に推進し、 とりわけ北海道に先住し、 独自の言語、 国会決議で 総合的 宗教

## 三及び四について

な施策の

確立に取り組んでまいりたい

御指摘のこれまでの答弁書で述べたように、 現在のところ「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(

る国際的に確立した定義がないこともあり、 以下「宣言」という。)において「先住民族」の定義についての記述がなく、また、 アイヌの人々が宣言にいう「先住民族」 であるか結論を下せ 「先住民族」に関す

け北海道に先住し、 独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族」であると認識している。 る状況にはないが、一、二及び五についてで述べたように、アイヌの人々は「日本列島北部周辺、

とりわ